
第14回 町田市地域公共交通会議 会議録

開催日時：2019年7月31日（水）10時00分～10時50分

開催場所：町田市民文学館3階 第6会議室

出席委員：16名

オブザーバー：2名

傍聴人：0名

事務局：5名

【会議次第】

1. 開会
 2. あいさつ
 3. 議事
 4. その他
 5. 閉会
- *****

【議事】

➤ 承認案件

第13回町田市地域公共交通会議第2号議事

鶴川団地活性化プロジェクトについて（まちだ〇ごと大作戦）

【資料】

- 次第
 - 承認案件資料【第13回町田市地域公共交通会議第2号議事】
 - 資料2-1 鶴川団地活性化プロジェクト 団地名店街へ行こう！
 - 資料2-2 運営協議会において協議が調ったことを証する書類（案）
- *****

<1. 開会>

[定足数の確認]

(事務局)

本日は、16名の委員の方々に出席いただき、『町田市地域公共交通会議設置要綱』第6の3により、過半数の出席があることから有効に成立していることをご報告する。

[会議の公開]

(事務局)

この会議は、『町田市審議会等の会議の公開に関する条例』第3条の規定に基づき公開の対象となる会議である。現時点では傍聴者0名であるが、会議途中で申し出があった場合、入室していただくのでご了承願う。

< 2. あいさつ >

(省略)

[オブザーバー出席の報告]

(事務局)

次に、オブザーバーの出席についてご報告する。

本日の承認案件「鶴川団地活性化プロジェクトについて」、前回に引き続きオブザーバーとして委員以外の方にもお越しいただいている。

町田市地域公共交通会議では、設置要綱第6の2において「会長は、必要があると認めるときは、交通会議に委員以外の者の出席を求めることができる。」としている。今回の案件については、関連をお持ちの方の参加が必要と認められることから、設置要綱第6の2に基づき、委員以外の者として出席を求め、オブザーバーとしてご参加いただくこととなった。委員外の出席となるため議決にかかわることはできないが、発言は自由にさせていただけるので、忌憚のないご意見を頂戴したい。

< 3. 議事 >

承認案件

◎ 第13回町田市地域公共交通会議第2号議事 鶴川団地活性化プロジェクトについて

[資料説明]

- ・ 前回会議において、資料に基づきオブザーバーから事業内容を説明済。変更点・追加説明なし。
- ・ 会長より、前回会議における協議内容を説明（省略）。

[質問・意見等]

(委員)

本事業は、まちだ〇ごと大作戦が終わった後も継続できるのか。

(オブザーバー)

継続して取り組んでいく予定である。

(委員)

資料の走行予定道路を拝見すると、鶴川六丁目から鶴川第二中学校をまわって商店街へ向かう経路のようであるが、まっすぐ商店街に行かずに地域ニーズを満たせるのか。また、一方通行道路もあったように思うが、この経路での往復は可能なのか。

(オブザーバー)

走行道路はあくまで通る道路の想定範囲を示したもので、実際には利用者一人ひとり個別に送り迎えすることを想定している。

(会長)

サービス対象者の範囲について、再度聞きたい。

(オブザーバー)

要支援1、2の判定を受けている方または、要介護認定を受けていない事業対象者という定義づけをした。要介護認定を受けている方には、介護保険内のサービスを利用してもらいたい。

(会長)

「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」上に、対象者の詳細を記載する必要はあるか。

(委員)

直接的には必要ない。本会議において資料2-2 別紙2に記載されている輸送対象者も含めて議決するというのであれば、問題ないかと思う。

(オブザーバー)

別紙2に記載している「鶴川団体地域支え合い連絡会員」は、2つの定義に当てはまる方々であることを補足したい。

(委員)

ゴルフカートのような車両で公道を走ることには不安を覚える。安全性にはどのような配慮がなされているのか。

(オブザーバー)

ヨーロッパ等海外では公道を走行する車両であり、ゴルフカートよりも安全性は確保されている。シートベルトをはじめとする保安部品はきちんと整備する予定だが、交通管理者にも実際に見ていただきアドバイスをもらえればと思う。

(会長)

公道を走る上での手続きをきちんと踏むことは前提として、公共交通空白地有償運送制度の枠組みということで、交通管理者からはより厳しい指導が入る可能性がある。安全性の確保は徹底してもらいたい。

(委員)

複数名が乗車する可能性はあるか。その際、福祉運送では申請が必要となるが、その必要はないか。

(オブザーバー)

介助者の同乗など、複数名の乗車は想定している。

(委員)

公共交通空白地有償運送制度では、複数乗車を認めている。乗り合いを予定しているかどうかなど、提出書類上に記載する必要はない。

(委員)

運行スケジュールについて、資料2-1には月曜日と木曜日の週2回と記載があるが、具体的な運行時間や予約の受付期間など、運行管理の部分について詳細をお尋ねしたい。

(オブザーバー)

運行日については、会員のニーズに合わせたいと考えている。会議で本案件が承認されてから周知するので、具体的には未定であるが、運行時間は10時～12時、13時～

15時を予定している。また、当日の予約などには対応できないため、予約受付は1週間前までと考えている。

(委員)

これまでの会議では、行政が主体となって行う事業についての議論を行ってきたので、収支などにも言及していたが、本件は民間事業者が行う事業ということで、どこまで踏み込んだ議論を行うのが適切か。

(会長)

趣旨として、本件は地域発意で行う事業に対し、事業内容について一定の条件を満たし、関連事業者の合意を得られるか問うということである。事業が非現実的なものではないかといった意見は必要だが、収支計画について可否を判断する必要はなく、当然これまで議論してきた行政主体で行うコミュニティバス等とは議決の色合いが異なる。資料2-2(運営協議会において協議が調ったことを証する書類)に記載されている内容については、承認できるものか議論するという認識でよいのではないか。

(事務局)

事務局としてもそのように考えている。

[議決]

(会長)

承認案件なので、協議の上で最終的に議決するということになるが、議決にうつる前に質問・意見はあるか。

【特になし】

それでは、変更・修正案なしに原案のまま諮るが、承認としてよろしいか。

【異議なし】

(事務局)

先程議論された安全性の確保について、今後運行開始までに交通管理者と協議すること、運行の詳細な計画が定まってきたところで本会議または書面等で委員に報告するという事を議事録に残したらよいのではないか。

(会長)

運行事業者には、協議結果や運行状況について適宜報告してほしい。

<4. その他>

(会長)

議事は以上となる。全体をとおして、委員から報告や意見はあるか。

【特になし】

(会長)

事務局から報告等あるか。

(事務局)

町田市民バス「まちっこ」(公共施設巡回ルート)の前面幕による利用啓発について、お

配りした資料をもとにご報告したい。

本会議において承認いただいたとおり、4月1日から経路変更を実施しているが、さらなる周知と利用促進のため、車体の前面に利用を促す幕を装着する予定である。具体的な掲示内容は今後関係機関と相談して決定するが、資料図2のようなかたちをイメージしている。なお、経路変更後の「まちっこ」の利用状況等は、次回以降の会議において適宜ご報告したい。

(会長)

質問等あるか。

【特になし】

(会長)

その他、事務局から報告等あるか。

(事務局)

次回会議は、10月1日(火)9時30分から文学館第6会議室で行う予定である。委員の皆様には、日程が近づいたら改めて書面にてお知らせするので、ご出席いただけるようお願いしたい。

< 5. 閉会 >

町田市地域公共交通会議 会長

岡村 敏之